

農地保有合理化緊急売買促進事業（継続）

【平成20年度概算決定額：800,000（800,000）千円】

対策のポイント

農地保有合理化法人が長期間保有する農地の売渡しを促進し、担い手の農地取得を緊急的に支援します。

（農地保有合理化法人とは）

- ・ 規模縮小農家等から農地を買い入れ（借り入れ）て、担い手農家へ売渡し（貸付け）を行い、担い手の経営規模の拡大、特に農地の面的集積という農地保有の合理化を促進することを目的とする公的な団体です。農業経営基盤強化促進法において、農地保有合理化事業の実施主体と位置付けられています。

（対策の課題）

- ・ 農地価格は、最近の10年間で約20%下落しています。
- ・ 農地保有合理化法人が担い手不足等から処分できず保有している農地は、近年の地価下落傾向に伴い売渡価格に折り合いがつかず、担い手の農地取得が困難な状況となっています。

政策目標

	担い手が経営する農地面積割合	
〈平成17年〉	→	〈農業構造の展望（平成27年）〉
約4割		7～8割程度

<内容>

農地保有合理化法人が長期間保有している農地を緊急かつ円滑に担い手へ売り渡すため、全国農地保有合理化協会が、農地保有合理化法人の取得価格と売渡価格の差を補てんし、担い手の農地取得を支援します。

【補助率：定 額】

【事業実施主体：（社）全国農地保有合理化協会】

【事業実施期間：平成19年度～平成20年度】

[担当課：経営局経営政策課（03-6744-2144（直））]